

社会福祉法人八潮市社会福祉協議会 ふれあいサロン支援事業補助金交付要綱

第1条（趣旨）

社会福祉法人八潮市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域社会からの孤独・孤立を防ぎ、地域福祉の向上を目的に、八潮市内に温かい人と人との交流や活躍の場として「ふれあいサロン（居場所づくり）」を実施するボランティア活動団体（以下「団体」という。）等を支援するため、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。

第2条（補助対象団体）

補助対象となる団体は、次の要件を全て満たしているものとする。

- （1）社協（八潮市ボランティアセンター）に届出し、その技能や時間等を他人や社会に貢献することを目的とした団体、NPO法人
- （2）社協の他の補助金等の交付を受けていない団体
- （3）会員が2人以上の団体
- （4）社協が提供する広報媒体への情報提供に同意する団体

第3条（補助対象事業）

八潮市内において団体が主催する地域住民に居場所として開放するふれあいサロンの実施

第4条（補助対象経費）

補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる経費を除く。

また、対象経費に他の制度による補助金等が充当されている場合は除く。

第5条（補助額）

補助金の交付額は、ふれあいサロン1回2時間あたり2,000円とし、社協の予算の範囲内で交付する。

第6条（交付申請及び請求）

補助金の交付を申請しようとする団体等は、社協ふれあいサロン支援事業補助金申請書（様式第1号）及び社協ふれあいサロン支援事業補助金交付請求書（様式第2号）を社協会長に提出しなければならない。

第7条（交付決定の通知）

社協会長は、前条の規定による申請があったときは、その可否を決定し、社協ふれあいサロン支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに通知するものとする。

第8条（実績報告）

補助金の交付を受けた団体等は、補助対象事業完了後30日以内に、社協ふれあいサロン支援事業補助金実績報告書（様式第4号）を社協会長へ提出しなければならない。

第9条（補助金の返還）

社協会長は、補助金の交付を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

- （1）虚偽又は、不正により補助金の交付を受けたとき。
- （2）第5条に規定する補助対象経費が、補助金の交付額に満たないとき。
- （3）補助対象事業を中止した場合
- （4）団体等が解散した場合

(5) その他、この要綱に反する行為があったとき。

第10条（委任）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象外経費一覧

食料費	会員相互の親睦を目的にした飲食代 (新年会、忘年会、反省会、暑気払いなど)
慶弔費	会員相互の冠婚葬祭に関する経費
寄付金	他の団体等への寄付、補助など
賃金	会員への手当等
交通費	会員への交通費

※対象経費に他の制度による補助金等が充当されている場合は除く。